

国史跡上人壇廃寺跡整備基本計画

(案)

令和 5 年 月

須賀川市文化交流部文化振興課

はじめに

市長あいさつ文

例言

- 1 本書は福島県須賀川市上人垣・岩瀬森に所在する国指定史跡上人壇廃寺跡の整備基本計画書である。
- 2 本計画は、令和4年度・令和5年度に国庫補助事業（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）として実施した。
- 3 本計画は、国史跡上人壇廃寺跡整備委員会を設置し、同委員会で計画案について検討・審議した。このほか、市民などから構成される上人壇廃寺跡活用部会からも意見聴取を実施した。また、文化庁文化資源活用課、福島県教育庁文化財課の指導を得た。
- 4 計画案に対しては、市三役・部長級職員をメンバーとする市政経営会議での審議・報告のほか、市民意見聴取（パブリックコメント）を実施し、その結果を意見に反映させた。
- 5 事業実施体制は以下の通りである。

市	長	橋本克也
文化交流部長	須田	勝浩（令和5年3月まで）
	西澤	俊邦（令和5年4月から）
文化交流課長	関根	徳栄（令和5年3月まで）
	長澤	泰和（令和5年4月から）
主幹兼課長補佐	深谷	俊彦
主任技査兼文化財係長	鈴木	健司
主査（学芸員）	渡辺	哲也（令和5年3月まで）
主査（学芸員）	管野	和恵（令和5年3月まで）
主任（学芸員）	管野	和博（令和5年4月から）
主	事	武田 貴志
主事（学芸員）	宮澤	里奈（令和5年4月から）
- 6 本計画は計画策定支援業務としてランドブレイン株式会社に委託した。
- 7 計画策定で収集・作成した資料は須賀川市で保管している。

目次

第1章 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・

- 第1節 計画策定の目的
- 第2節 整備基本計画策定に至る経緯
- 第3節 計画の対象範囲
- 第4節 整備委員会等の設置

第2章 計画の前提となる各種の条件・・・・・・・・・・・・・・・・

- 第1節 関連する諸計画と進捗
 - (1) 須賀川市第9次総合計画
 - (2) 須賀川市緑の基本計画
 - (3) 中心市街地活性化基本計画
 - (4) 須賀川駅西地区都市再生整備計画
 - (5) 須賀川市歴史文化基本構想
 - (6) 史跡上人壇廃寺跡保存活用計画

第3章 史跡の概要・・・・・・・・・・・・・・・・

- 第1節 範囲
- 第2節 史跡指定と公有化の状況
- 第3節 上人壇廃寺跡の概要
 - (1) 自然的環境
 - (2) 社会的環境
 - (3) 歴史的環境
 - (4) 上人壇廃寺跡の遺構
 - (5) 上人壇廃寺跡の出土遺物
 - (6) 上人壇廃寺跡と古代石背郡衙関連遺跡の概要
 - (7) 史跡周辺の文化財
- 第4節 史跡の文化財的価値（本質的価値）
- 第5節 史跡の新たな評価の視点（公共財的価値）
- 第6節 史跡の保存・活用の現状

- (1) 保存の現状
- (2) 整備の現状
- (3) 活用の現状
- (4) 維持管理の現状

第7節 史跡の保存・活用上の課題

- (1) 保存：保全と維持管理に関する課題
- (2) 整備：アクセスと快適性の向上に関する課題
- (3) 活用：遺跡の表現など幅広い理解を得るための課題
- (4) 維持：発展的運営にむけた課題
- (5) その他の調整課題

第8節 上人壇廃寺跡の整備活用に求められること

第4章 整備基本計画の理念と方針・・・・・・・・・・・・・・・・

第1節 史跡整備の基本理念

第2節 史跡整備の基本方針

- (1) 守る【保存】
- (2) 整える【整備】
- (3) 生かす【活用】
- (4) 育てる【維持】

第3節 デジタル空間における史跡の記録保存と活用

- (1) デジタル空間における史跡の記録・保存・活用
- (2) デジタル空間における遺物の記録・保存・活用
- (3) デジタル的手法による遠隔地での史跡の活用

第5章 整備基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・

第1節 遺構保存の計画

- (1) 地上に表れている遺構
- (2) 地下に埋蔵されている遺構

第2節 造成

第3節 ゾーニング

- (1) 門前の広場

- (2) 伽藍の広場
- (3) 眺望と緑の広場
- (4) 駅西広場

第4節 動線

- (1) 史跡内の動線
- (2) 史跡外の動線

第5節 遺構表現

第6節 修景と植栽

第7節 眺望

第8節 案内・解説施設

第9節 AR（拡張現実）/VR（仮想現実）

第10節 管理運営・便益施設

第11節 公開・活用

- (1) 遺構表現を利用した体験
- (2) 遺構表現を利用したイベント
- (3) 出土遺物の活用
- (4) 周辺遺跡や施設と連携した活用
- (5) その他の活用

第6章 管理運営計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1節 管理運営の前提とする条件

- (1) 管理運営の主体
- (2) 職員の配置
- (3) 利用時間
- (4) 利用料
- (5) 利用のルール
- (6) 利用者像と年間利用者数

第2節 管理計画

- (1) 本質的価値の管理
- (2) 周辺環境の管理
- (3) 諸施設の維持管理

第3節 運営計画

- (1) 史跡の保存と公開活用に関する運営
- (2) 情報提供の運営
- (3) 市民活動の運営と支援

第7章 整備事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1節 整備スケジュール

第2節 事業費の概算

第1章 はじめに

■第1節 計画策定の目的

国指定史跡上人壇廃寺跡（以下、「上人壇廃寺跡」という。）は、福島県須賀川市上人垣・岩瀬森地内に所在する、奈良・平安時代の寺院跡です。この「国史跡上人壇廃寺跡整備基本計画」（以下、本計画）は、上人壇廃寺跡の歴史的価値を保存し、後世に伝えることのできる史跡公園としての整備を推進し、人々が安らぎや活気を得られる場とすることを目的としています。

本計画は、史跡の保存と公開・活用にあたって平成29（2017）年に策定した「史跡上人壇廃寺跡保存活用計画書」に基づき、須賀川市行政の指針として位置付けられるものです。

■第2節 整備基本計画策定に至る経緯

上人壇廃寺跡では、昭和36（1961）年の東北本線の複線化に伴う発掘調査をきっかけとし、東北地方における古代地方寺院として貴重であるとして昭和43（1968）年に国史跡の指定を受けてから、昭和55（1980）年までにかけて遺跡の性格や内容を明らかにし保存する目的で数次の発掘調査が行われてきました。

これらの調査で多数の遺構と遺物が発見され、市では史跡の公有化を進めながら、公園化に向け検討をしていました。しかし、調査報告書が未整理であること、遺構の正確な位置や変遷、性格の把握ができていないことなど、克服すべき多くの課題がありました。

こうした中であって、平成14（2002）年に主要な出土遺物290点が福島県指定重要文化財となり、平成19（2007）年からは、史跡保護に必要な情報を得るため、主要伽藍の再確認調査も始まりました。平成21（2009）年までの調査では、遺構の変遷や範囲と、古代石背郡・石背国とかかわりのある寺院としての性格が明らかになりました。

平成23（2011）年にはこれまでの調査成果を総括した報告書『上人壇廃寺跡』（須賀川市文化財調査報告書第59集）を刊行し、次年度から整備事業に取り組むこととなっていた矢先、東日本大震災が本市に甚大な被害をもたらしました。報告書は3月末に刊行したものの、整備事業はまた中断を余儀なくされます。

平成28（2016）年、中断していた史跡整備は須賀川駅西地区都市再生整備事業の推進に伴って再び動き出します。この年から国史跡上人壇廃寺跡整備委員会を設立し、整備の具体的な検討が始まりました。平成30（2018）年には、整備の前提として必要な、史跡の保存管理と活用の指針として『史跡 上人壇廃寺跡保存活用計画書』を刊行しています。

史跡上人壇廃寺跡保存活用計画書は、上人壇廃寺跡の適正な保存と有効な整備活用のありかたについて明らかにするとともに、本史跡の有する歴史的な価値や意義を次世代に継承し、地域住民の郷土への愛着や誇りの醸成、地域活性化に寄与することを目的に策定しま

した。具体的には、上人壇廢寺跡を取り巻く自然・歴史的・社会的環境等から史跡の本質的価値や構成要素を明確にし、現状と課題を整理したうえで、保存管理と整備活用の方針を示したものです。

この度策定する本計画では、上位計画である保存活用計画書の基本方針を実現するための具体的な方法を示します。史跡の本質的価値と現状・課題を改めて整理し、史跡の保存・公開や活用を実現する手段としてどのような整備を行うべきか、基本方針と計画を示すものです。

第1表 これまでの経緯

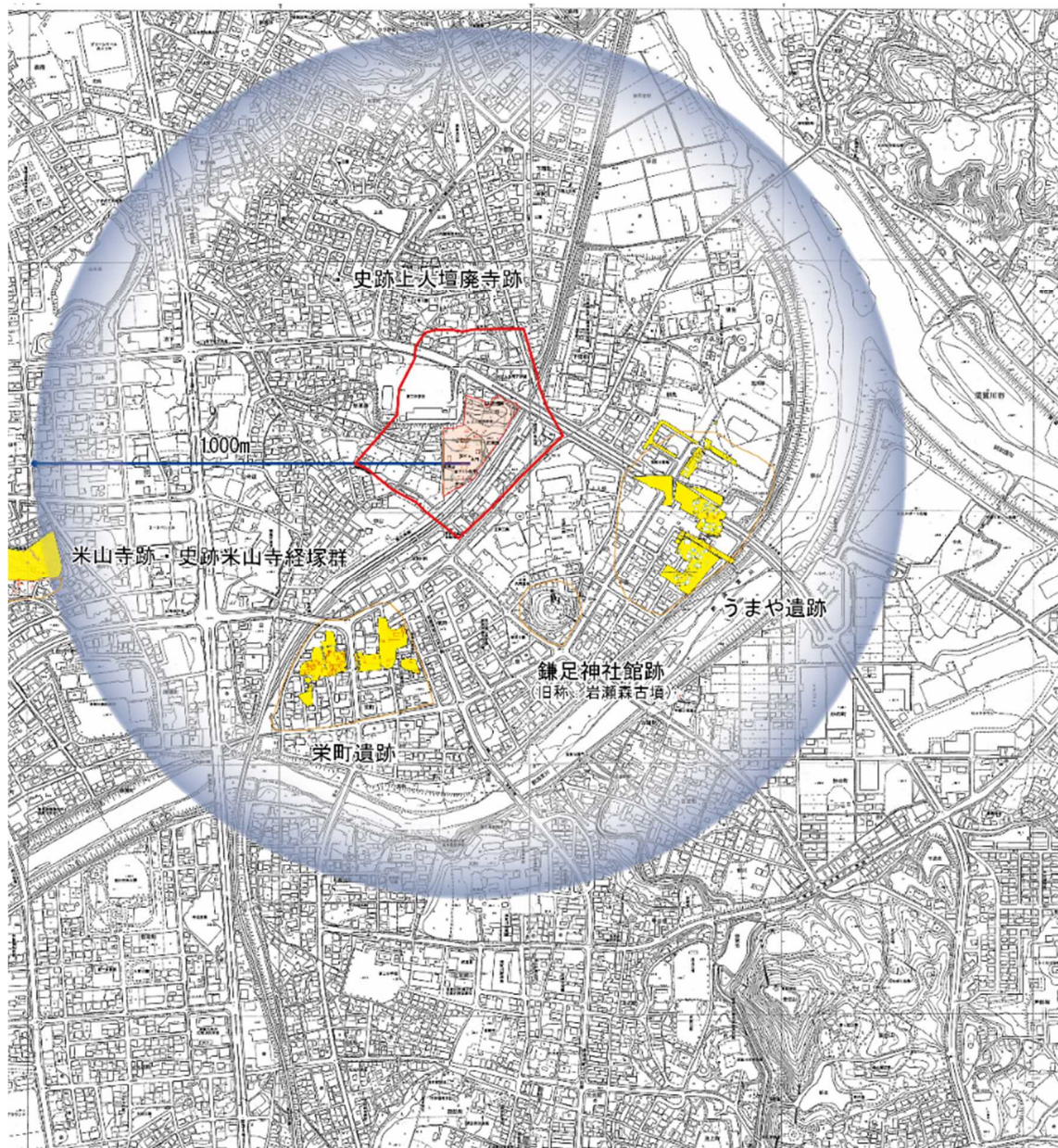
年度	内容	指定・用地買収の経過
昭和 36 (1961)	東北本線の複線化に伴う発掘調査を実施（第1・2次調査） ※須賀川市で初となる組織的な発掘調査	
昭和 37 (1962)	第3次調査を実施	
昭和 38 (1963)	『須賀川市上人壇廃寺跡発掘調査概報』を発行	
昭和 43 (1968)		国の史跡に指定（10,763.53 m ² ） ※東北地方で初となる古代地方寺院
昭和 48 (1973)		用地買収（公有化）に着手 （2,197.86 m ² ）
昭和 49 (1974)		用地買収（8,492.70 m ² ）
昭和 51 (1976) ～昭和 55 (1980)	指定区域全域の発掘調査を実施 ※主要な遺物の大半はこの調査の際に出土 『上人壇廃寺跡 - 発掘調査概報 - 』の発行	用地買収（242.19 m ² ）
昭和 57 (1982)		指定範囲追加（2,861.22 m ² ）
昭和 58 (1983)		用地買収（334.00 m ² ）
昭和 59 (1984)	公園化基本計画書策定（都市計画課） ※文化庁から公有化の未了と都市公園的な整備計画である点に指摘を受け再検討となる。	用地買収（336.00 m ² ）
平成 8 (1996)	公園化整備計画策定委員会による第1回現地確認（補足）調査	用地買収（295.00 m ² ）
平成 11 (1999)	公園化整備計画策定委員会による第2回現地確認（補足）調査	
平成 12 (2000)		用地買収（261.00 m ² ）指定範囲追加（261.00 m ² ）※この時点の指定範囲の公有化完了
平成 19 (2007) ～平成 21 (2009)	確認調査指導部会の設置（再調査の実施） * 遺構の内容や範囲が確定、古代石背郡・石背国の関連寺院跡であることが判明 * 『上人壇廃寺跡 - 平成19・20年度確認調査概報』を発行	
平成 23年 (2011)	『上人壇廃寺跡』報告書刊行 * 中心伽藍の範囲・規模の確定、変遷案の提示 * 東日本大震災の発生により、整備事業中断	
平成 26 (2014)	駅西地区都市再生整備事業基本計画策定	
平成 28 (2016)	上人壇廃寺跡整備委員会を設置 ※整備の検討を再開	
平成 29 (2017)	『史跡 上人壇廃寺跡保存活用計画』を策定	追加指定 1,596.24 m ² （追加指定後の面積は15,481.89 m ² ）
令和元 (2019)		追加指定箇所の一部を公有化（536.24 m ² ）
令和 2 (2020)	伽藍北東側（SB28）の発掘調査	
令和 3 (2021)	西側区画溝、講堂（SB06）、南門（SB01）の確認調査	
令和 4 (2022)	駅西広場用地・史跡西側民地の試掘調査	

■第3節 計画の対象範囲

本計画では、上人壇廃寺跡の国史跡指定地と埋蔵文化財包蔵地範囲、周辺の関連遺跡や公共施設が所在する地域を対象範囲とします。

具体的には、上人壇廃寺跡周辺に所在する栄町遺跡やうまや遺跡等、陸奥国石背郡衙（郡家）に関する遺跡はもちろん、JR 須賀川駅や須賀川市立第二中学校、市立博物館等、史跡と密接に連携する公共施設がある地域を含め、史跡とそれら施設との望ましい関係についても示します。

また、本計画は事業進捗や社会状況の変化に応じて適宜見直すものとします。



第1図 計画の対象範囲

■第4節 整備委員会等の設置

上人壇廃寺跡を整備するにあたり、平成28(2016)年10月12日に国史跡上人壇廃寺跡整備委員会設置要綱を制定し、第1回整備委員会を開催しました。第5回までの協議を受けて平成29(2017)年に保存活用計画を策定しています。また、令和3年度から整備委員会の専門部会として市民や関係団体の代表者から構成する活用部会を設置し、史跡の活用方法について利用者の意見を取り入れるための協議を行っています。同時に、市役所の関係部局職員からなる上人壇廃寺跡整備庁内ワーキンググループを招集し、史跡整備を全庁的に検討・推進する体制を構築しました。

これらの協議を踏まえ、整備基本計画の策定を経て整備基本設計・整備実施設計へとつなげていきます。

第2表 国史跡上人壇廃寺跡整備委員会経過

	開催日	内容
第1回	平成28年 11月30日	・委嘱状の交付 ・上人壇廃寺跡の調査結果報告 ・これまでの経緯の報告 ・整備スケジュール 等
第2回	平成29年 3月23日	・基壇見物跡(SB05)の調査結果の検討 ・今後の整備スケジュール
第3回	平成29年 9月29日	・主要伽藍の内容について ・保存活用計画の内容(本質的価値)について ・今後の予定について ・上人壇廃寺周辺の試掘調査について
第4回	平成29年 12月1日	・保存活用計画の内容について ・今後の予定について
第5回	平成30年 2月19日	・主要伽藍の内容について ・保存活用計画の内容について ・今後の予定について
第6回	平成30年 12月21日	・主要伽藍の内容について(SB01南門) ・本年度の取組内容について ・今後の予定について(整備スケジュールとその内容について)
第7回	令和元年 10月18日	・伽藍北側の建物について(SB003建物跡) ・伽藍北東側の建物について(SB28・SD37) ・整備計画について
		*令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため会議を開催せず、各委員個別の現地指導と書面での計画審議を行った。
第8回 (令和3年度第1回)	令和3年 8月25日 (オンライン会議)	・令和3年度上人壇廃寺跡整備事業の進捗について ・令和3年度発掘調査の概況について ・整備基本計画骨子の作成について"
第9回 (令和3年度第2回)	令和3年11 月30日(オン ライン会議)	・活用部会経過報告 ・整備基本計画骨子について ・令和3年度発掘調査成果概要について ・建物復元検討及び復元図作成について ・庁内協議経過報告(令和2年度市政経営会議提示案からの変更点について) ・令和4年度整備事業計画について
第10回 (令和3年度第3回)	令和4年 3月23日	・整備基本計画1~4章について ・建物復元検討及び復元図作成について ・庁内協議経過報告
第11回 (令和4年度第1回)	令和4年 6月23日	・整備基本計画について ・用地の取得について ・試掘調査計画について
第12回 (令和4年度第2回)	令和4年 9月30日	・整備基本計画について ・用地の取得について ・試掘調査結果について

第13回 (令和4年度第3回)	令和5年 1月20日	・整備基本計画について
第14回 (令和4年度第4回)	令和5年 3月27日	・整備基本計画について ・令和5年度整備事業計画について

第3表 活用部会・庁内WG活動経過

	開催日	内容
第1回 庁内WG1	令和2年8月3日	史跡現地視察
第1回 活用部会	令和3年7月2日	大安場史跡公園視察
第2回 庁内WG1	令和3年8月4日	確認調査視察
第2回 活用部会		
第3回 庁内WG1	令和3年11月15日	事例研究・意見交換会（指導：荒木隆委員）
第3回 活用部会		
第4回 庁内WG	令和4年7月20日	公開オンライン学習会 （講師：佐川正敏委員長 三上喜孝委員）
第4回 活用部会		
第5回 庁内WG1	令和4年8月25日	事例研究・意見交換会（指導：荒木隆委員）
第5回 活用部会		
第6回 庁内WG1・2	令和4年9月22日	学習会（講師：小林敬一委員）
第7回 庁内WG1・2	令和4年10月18日	意見交換会（指導：荒木隆委員）
第8回 庁内WG1・2	令和5年3月22日	公開学習会（講師：内田和伸委員 清水重敦委員）
第6回 活用部会		

第4表 体制（令和5年3月現在）敬称略

	氏名	役職等	分野	備考
顧問	岡田 茂弘	国立歴史民俗博物館名誉教授	考古	故人
委員長	佐川 正敏	東北学院大学文学部教授	考古	
副委員長	小林 敬一	東北芸術工科大学教授	都市計画	
委員	三上 喜孝	国立歴史民俗博物館准教授	古代史	
	清水 重敦	国立大学法人京都工芸繊維大学教授	建築	
	内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長	史跡整備	
	荒木 隆	元福島県立博物館主任学芸員	考古	
オブザーバー	岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門		
	山本 友紀	福島県教育庁文化財課 専門文化財主査		

第5表 活用部会委員（令和5年3月現在）敬称略

氏名	役職等
宗像 正夫	須賀川史談会
影山 章子	須賀川知る古会
鈴木 眞正	新栄町町内会
山田 新一	下宿町内会
村松 龍	須賀川市立第二中学校
須田 智博	須賀川第二中学校父母と教師の会
先崎 文雄	公募
中山 雄一	公募

□国史跡上人壇廃寺跡整備委員会設置要綱

(設置)

第1条 国史跡上人壇廃寺跡整備事業（以下「整備事業」という。）について、事業の円滑な実施を図るため、国史跡上人壇廃寺跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、市長 に対し必要な指導・助言を行う。

- (1) 整備事業の実施に必要な計画等の策定に関すること。
- (2) 前号に基づく事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、整備事業の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) その他市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は会議の運営上必要がある認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

3 委員会に、専門事項の検討を行うため、専門部会を設置することができる。

(顧問)

第6条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市長が委嘱する。

3 顧問は、整備事業に関し、必要な専門的かつ技術的助言を行うものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化交流部文化振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月12日から施行し、整備事業の完了の日をもって、その効力を失う。

2 史跡上人壇廃寺跡公園化整備事業計画策定委員会設置要綱（須賀川市教育委員会平成8年6月1日施行）は廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

第2章 計画の前提となる各種の条件

■第1節 関連する諸計画と進捗

市では、最上位計画で全体的な取り組みである須賀川市第9次総合計画をはじめ、都市整備、中心市街地活性化などについての個別計画を策定しています。これらはもちろん、文化財保護行政関係の全体的な計画である歴史文化基本構想、上人壇廃寺跡保存活用計画を踏まえ、本計画を策定しました。


(1) 須賀川市第9次総合計画（令和5年4月から）

須賀川市第9次総合計画は市における最上位の計画で、将来のあるべき市の姿や、進むべき方向などまちづくりの基本的な指針です。

総合計画では、将来都市像「共につくる 住み続けたいまち すかがわ」を実現するための政策・施策の一つとして「地域の宝の活用と交流の推進」「文化芸術の推進」を掲げており、その主な取り組みの一つが「史跡などの保全管理の推進」であり、上人壇廃寺跡の整備はこれに紐づく事業となります。

3 政策・施策の体系		施策	横断的 重点ポイント	
分野1 ひと	政策	1 子育て環境の充実 2 学校教育の充実 3 生涯学習・スポーツの推進 4 健康で安心して生活できる環境の充実 5 ともに支えあう福祉社会の推進	市民協働 公民連携の推進	
	施策	1 幼児教育・保育の充実 2 子育て支援の充実 3 妊産婦と子どもの健康管理の充実 1 確かな学力の育成 2 豊かな心と体の育成 3 新たな学びの環境整備 4 特別支援教育の充実 1 生涯学習の推進 2 スポーツ活動の推進 1 病気の予防と早期発見・早期治療の推進 2 フレイル予防・介護予防の推進 3 地域医療体制の充実 4 保険制度の適正な運営 1 高齢者福祉の推進 2 働きがい・活躍の場の推進 3 自立して暮らせる福祉の推進 4 多様性を認め合う社会の実現		
	政策	1 防災・減災対策の推進 2 安全で安心な生活の推進 3 生活基盤の充実と循環型社会の形成		シティプロモーションの推進
	施策	1 地域防災体制の充実 2 災害時の避難・支援体制の充実 3 治水・漏水・土砂災害対策の推進 1 防犯対策の推進 2 交通安全対策の推進 3 公共交通網の充実 1 住環境の整備・保全 2 道路環境の整備 3 水道水の安定供給 4 環境の保全と循環型社会の形成		
	政策	1 雇用の創出と雇用環境の充実 2 農林業の振興 3 高工業の振興		
施策	1 雇用の維持・創出 2 雇用の促進 3 職場環境づくりの支援 1 担い手の育成・確保 2 農林業生産環境の整備・保全 3 持続的な農業経営の確立 4 特産農産物の振興 1 政策の振興 2 工業の振興			
政策	1 地域の宝の活用と交流の推進 2 市民協働によるまちづくりの推進 3 開かれた行政の推進	E&Sの推進		
施策	1 特異文化の推進 2 文化芸術の推進 3 地域資源を活用した川の推進 4 観光振興と交流促進 1 地域コミュニティ活動の推進 2 市民活動の推進 3 自治会活動の推進 1 広報広聴の充実 2 行政サービスの充実 3 行政マネジメントの向上			

施策 4-1-2 文化芸術の推進



【目指す姿】
文化芸術や文化財などの歴史資源を活用した講座やイベントに参画し、心豊かになっています。

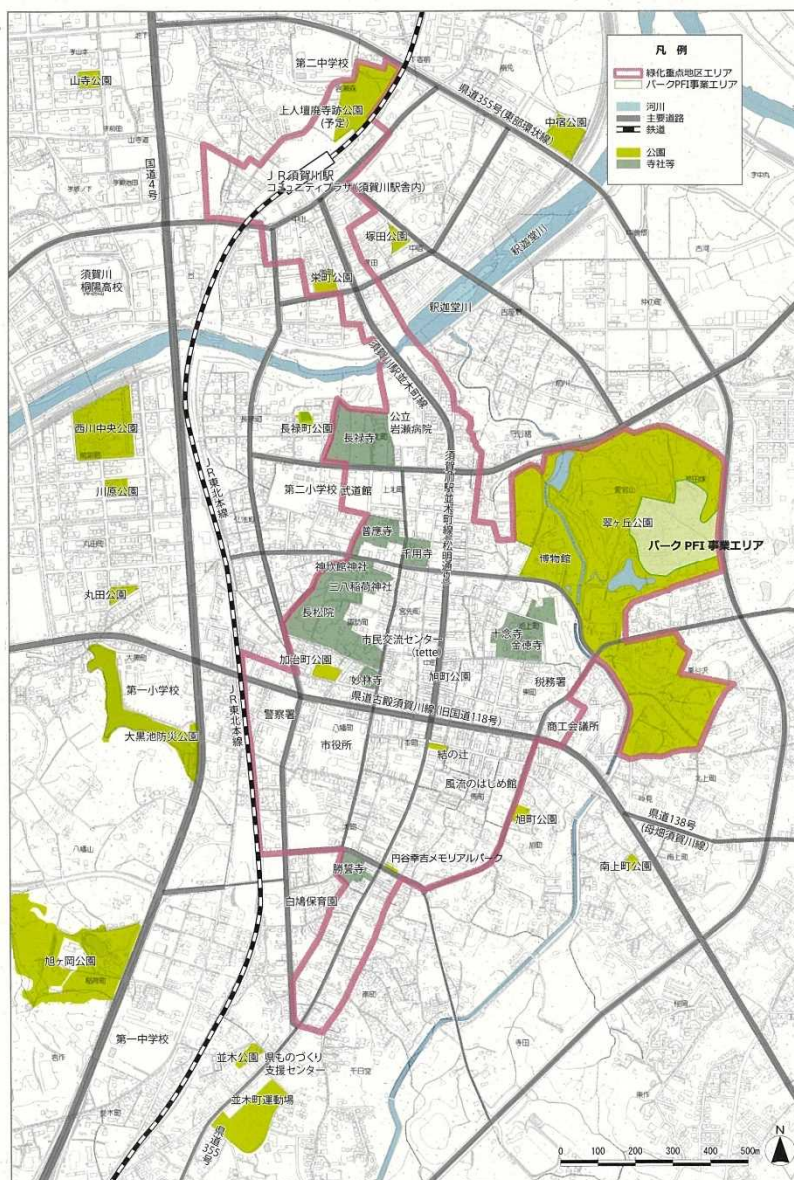
【主な取り組み】

- ▶ 文化芸術に親しむ機会の充実
文化芸術活動団体の活動支援、文化センターや風流のはじめ館などでの事業を通して、多様な文化芸術や俳句を初めとする和文に親しむ機会の充実を図ります。
- ▶ 歴史、文化に関する資料や情報の収集と調査研究
須賀川の歴史、文化に関する資料や情報の収集と調査研究の充実を図るとともに、貴重な資料の散逸などを防ぎ、保全する仕組みを検討します。
- ▶ 地域の宝創造プロジェクト事業の推進
各地域にある様々な資源を、地域の宝として再認識する取り組みを進めます。
- ▶ 史跡などの保全管理の推進
上人壇廃寺跡をはじめとする史跡や天然記念物などを後世に引き継ぐため、地域の理解と協力を得ながら、周辺環境の整備などを含め、保全管理を計画的に推進します。

(2) 須賀川市緑の基本計画(令和5年4月策定)

須賀川市緑の基本計画では、市全体の緑の魅力向上に大きく影響する取り組みを行う地区を複数の基本施策・取組方針を組み合わせ重点的に推進する地区として、上人壇廃寺跡を定めています。駅周辺を整備することで駅を起点に賑わいや回遊性のある緑豊かなまちづくりを進めることができます。

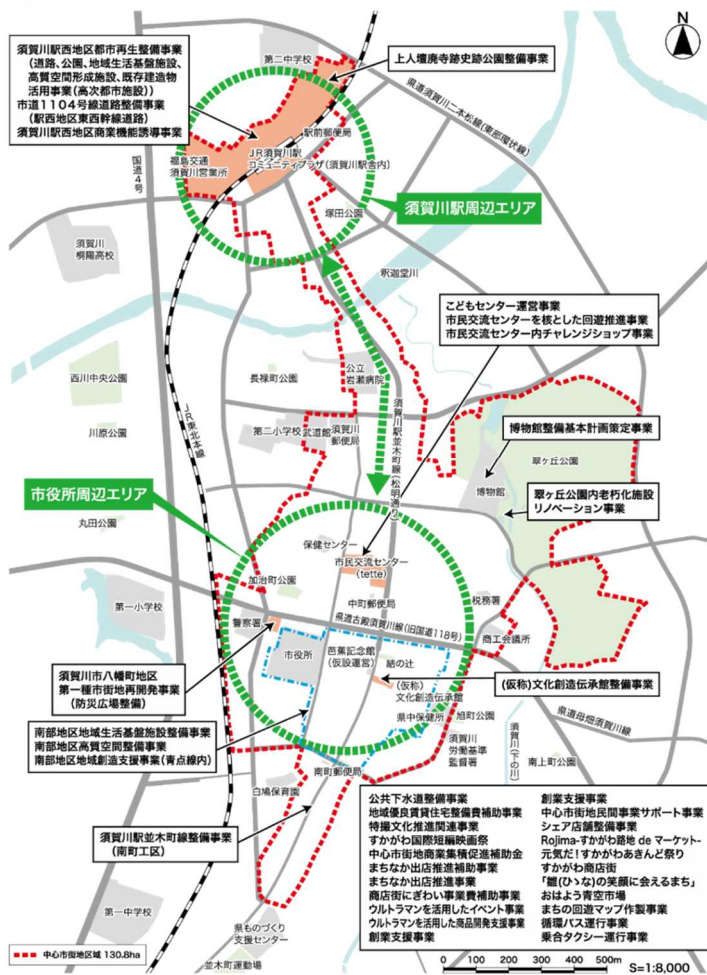
緑化重点地区



第2図 須賀川市緑の基本計画 緑化重点地区

(3) 中心市街地活性化基本計画 (平成26年3月策定)

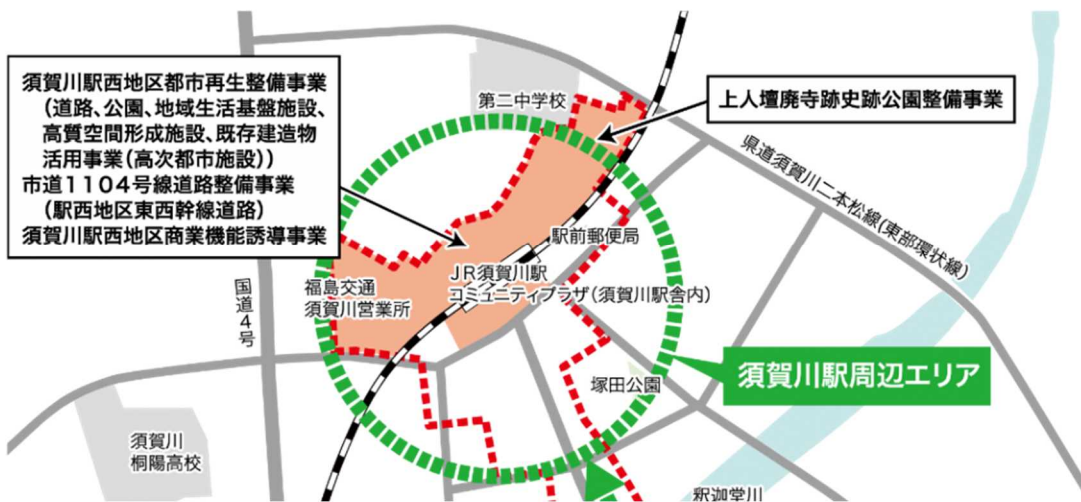
9 実施事業箇所図



須賀川市中心市街地活性化基本計画は、須賀川市第7次総合計画(平成24(2012)年12月策定)を受けて策定され、中心市街地の活性化を図る施設・道路、市街地再開発などの整備をその内容に含めています。

中心市街地の計画区域は、JR須賀川駅から延びる県道二本松須賀川線(旧奥州街道)とその周辺区域(南北2.6km、面積109.55ha)で、「活気と温もりある賑わいあふれるまち須賀川」をテーマに掲げ、「公共サービスの再建による賑わいの回復」を基本方針とし、「回遊性の向上」を目標にしています

JR須賀川駅の北側に位置する上人壇廃寺跡の公園化整備計画は、この計画のもっとも北に位置しています。

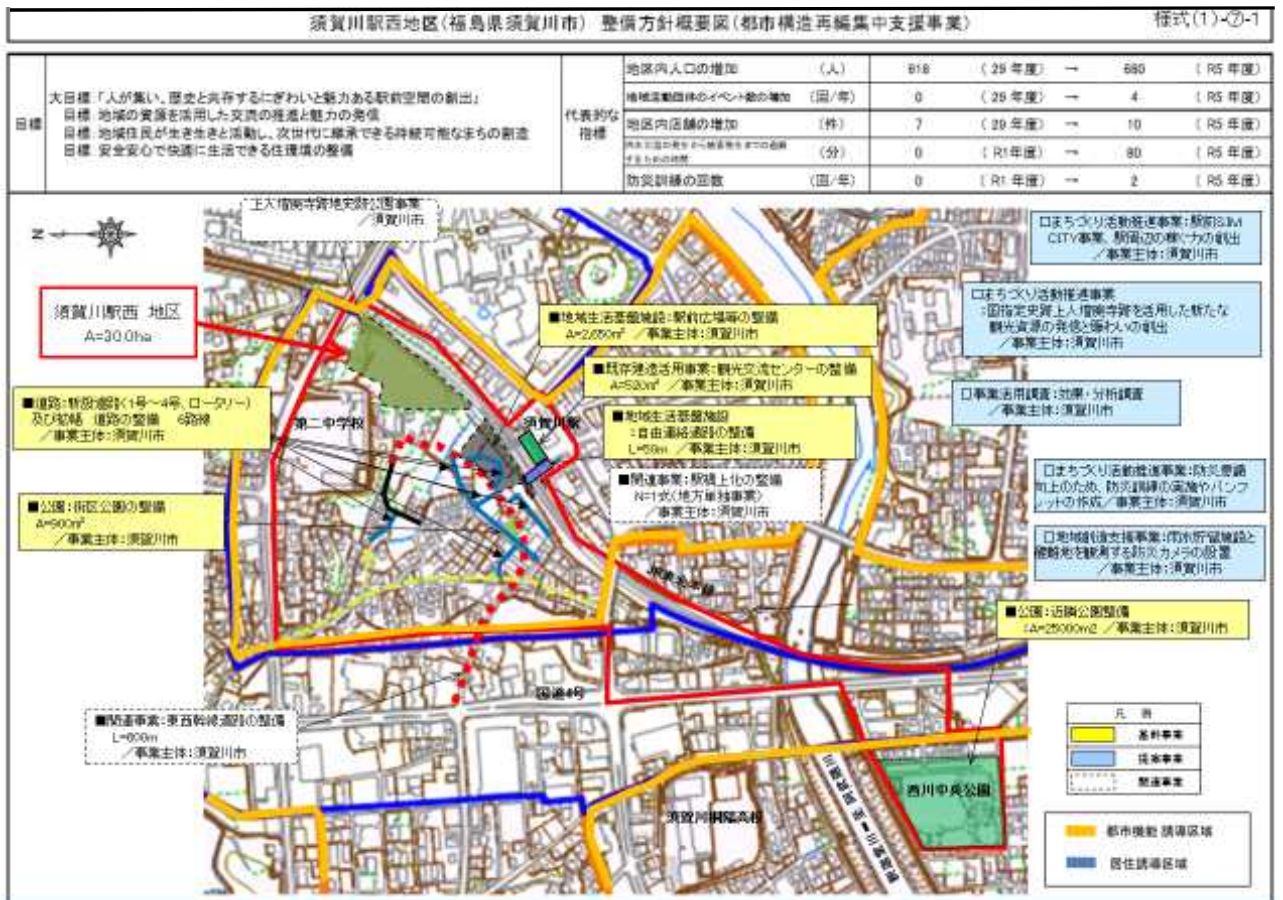


第3図 中心市街地活性化基本計画

(4) 須賀川駅西地区都市再生整備計画

須賀川駅西地区都市再生整備計画では、須賀川市駅西地区都市構造再編集集中支援事業を活用し、上人壇廃寺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地範囲を含むJR須賀川駅西側一帯の整備を進めています。この計画は、大目標を「人が集い、歴史と共存するにぎわいと魅力ある駅前空間の創出」と定め、整備方針では、上人壇廃寺跡を他にはない特色ある地域資源として位置付けております。

この事業では、JR須賀川駅の東西自由連絡通路及び新駅舎やロータリーの整備、上人壇廃寺跡に隣接した駅西広場なども計画しています。また、関連事業で、国道4号から駅西広場や、上人壇廃寺跡に至るアクセス道の整備を行っています。



第4図 須賀川駅西地区都市再生整備計画

(5) 須賀川市歴史文化基本構想 (平成31年策定)

本構想は、須賀川市の歴史を視座に、地域における文化遺産を明らかにすることを通して、地域に住む人々が誇りや愛着を持って歴史・文化資源の保存活用に取り組むとともに、歴史や文化を活かしたまちづくりを行うための長期ビジョンとして策定されました。

歴史・文化資源の保存・活用の方針を明確に示し、その周辺環境に大きく影響する都市計画や景観、環境行政等と情報共有し、連携・協力を図ることにより、歴史文化を核としたまちづくりの推進を目標の一つとしています。

この計画では、市内各地区における歴史・文化資源の特徴を抽出したうえで、須賀川市の歴史・文化の特性を設定していますが、上人壇廃寺跡はその中で『「みち」から広がる『まちづくり』』の中に位置付けています。また、この計画の基本理念と基本方針に基づき、須賀川市の歴史・文化を適切に保存・活用していくための施策に「史跡やガイダンス施設等の整備及び保全管理の促進」を挙げており、上人壇廃寺跡の整備はこの中に位置付けられます。

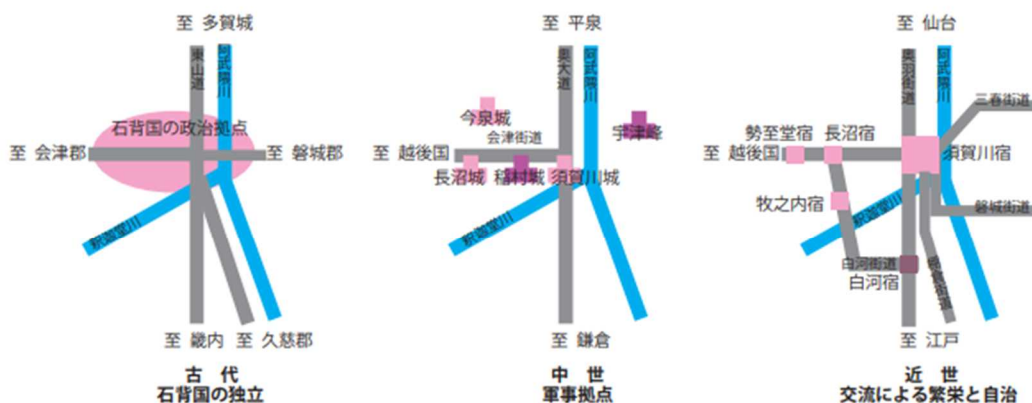


図 4-1.「みち」から広がる「まちづくり」

第5図 歴史文化基本構想

(6) 史跡上人壇廃寺跡保存活用計画 (平成29年策定)

上人壇廃寺跡の確実な保存と有効な整備活用の在り方について明らかにするとともに、本史跡の歴史的価値や意義を継承し、地域住民の郷土への愛着を醸成しながら地域活性化に資することを目的に策定されました。指定地はもちろん、周辺エリアと関連遺跡群も含めた範囲を保存し、活用していくうえで必要な、標柱・説明板・遺構表現・園路などの整備の方法や整備後の管理運営体制等についての指針を定めたものです。

この計画では、「市民とともに育む古代寺院『上人壇廃寺跡』」のテーマのもと6つの基本方針を定め、史跡を適切な状態で保存することを前提に、地域住民や関連部局と連携しながら公園的整備を図っていくことを目指しています。整備基本計画は、これを継承・発展させ、

基本的かつ具体的な整備の方向性や内容を定めていきます。

上人壇廃寺跡保存活用計画 基本テーマ

市民とともに^{はぐく}む古代寺院「上人壇廃寺跡」

【基本方針】

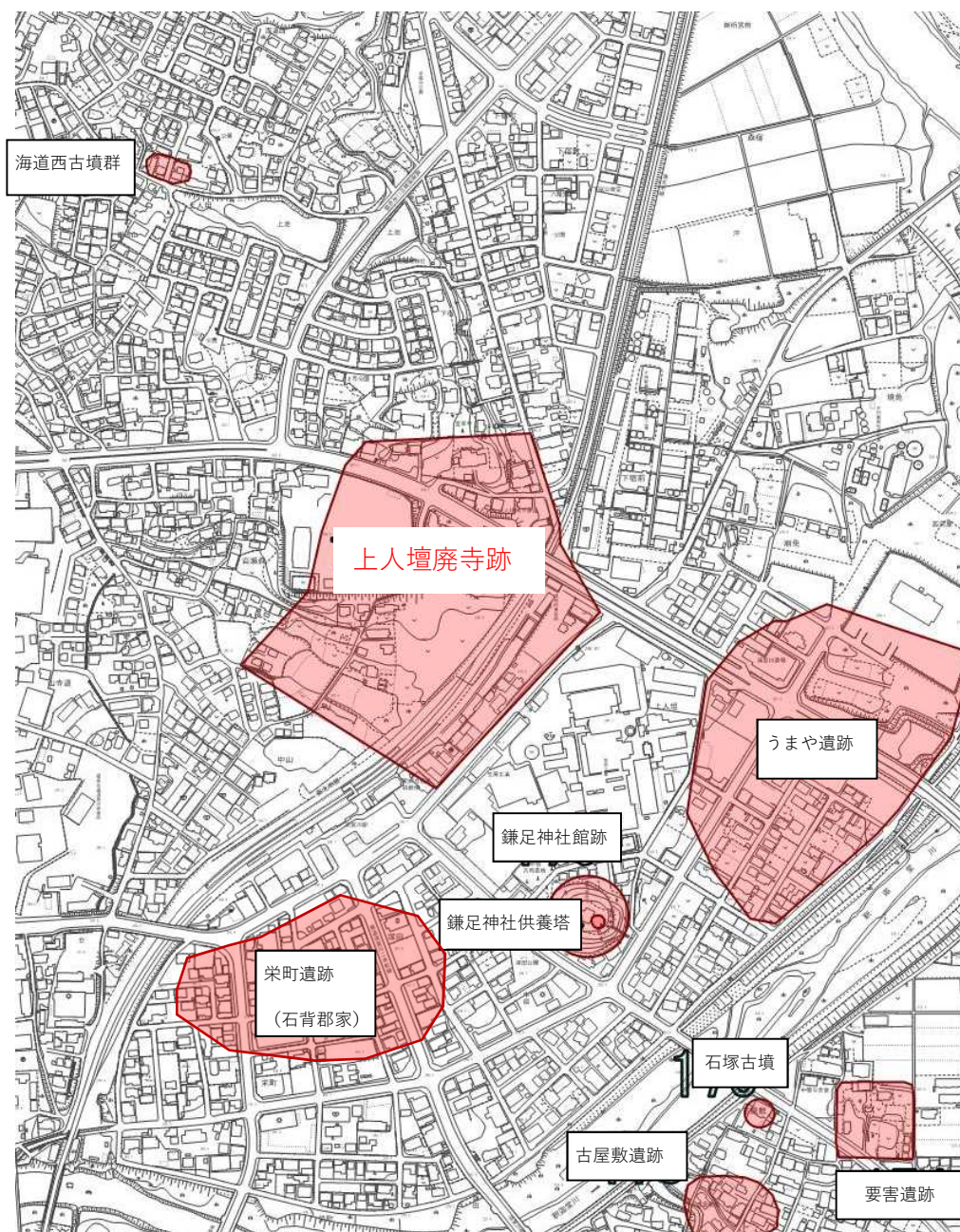
- 上人壇廃寺跡の保存を第一として、未来へ継承する。
- 市民・来訪者の憩いの場としての活用を図る。
- 古代の石背郡に関わりのある遺跡を含めた情報発信や市民の活動拠点として活用する。
- 上人壇廃寺跡の整備を行い、古の遺跡の特徴を表現する。
- 眺望など古代に思いを馳せる空間として整備する。
- 地域住民、市民、関連団体、行政が協働する管理運営の構築を目指す。

第6図 史跡上人壇廃寺跡保存活用計画書 大綱と基本方針

第3章 史跡の概要

■第1節 範囲

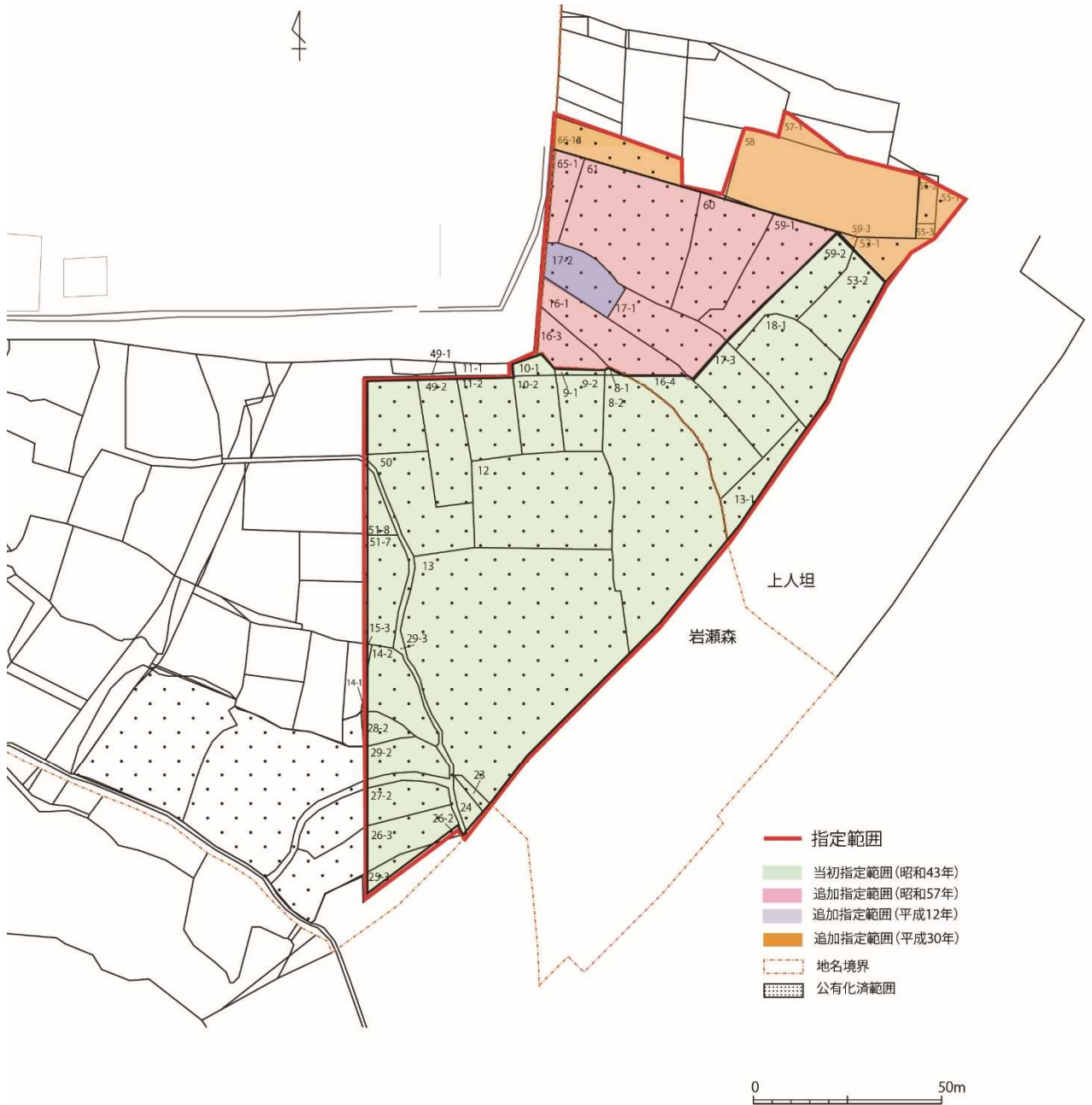
周知の埋蔵文化財包蔵地としての上人壇廃寺跡は、須賀川市上人坦及び岩瀬森にかけて東西390m・南北390mの範囲に所在します。



第7図 上人壇廃寺跡と周辺の埋蔵文化財包蔵地範囲

■第2節 史跡指定と公有化の状況

上人壇廃寺跡の周知の埋蔵文化財包蔵地範囲のうち、15,481.89㎡が史跡に指定され、そのうち14,421.89㎡が公有化されています。史跡を保護するうえでの緩衝地帯として、また、史跡を活用するうえで必要な関連施設の用地として、史跡周辺の公有化も推進しています。



第8図 上人壇廃寺跡 史跡と公有地範囲

上人壇廃寺跡整備基本計画第3章

第6表 上人壇廃寺跡 史跡指定・公有化状況

地番	地目	面積 (㎡)	指定年月日	購入年月日	登録年月日	備考
岩瀬森 49-2	畑	360.43		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 47-2	宅地	298.24		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 50	畑	448.03		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 51-7	畑	270.64		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 51-8	宅地	80.29		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 14-2	畑	269.59		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 15-3	畑	3.15		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 28-2	畑	67.58		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 29-2	田	187.27		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 27-2	田	190.64		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 23	畑	22.00		S49.1.23	S49.3.12	S48年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 26-3	畑	219.28		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 25-3	畑	57.20		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 24	畑	57.30		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 13	畑	2769.10		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 8-2	畑	1528.78		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 9-2	畑	238.17		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 10-2	畑	233.90		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 11-2	畑	315.58		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 12	畑	920.30		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
上人壇 13-1	畑	206.50		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
上人壇 16-4	畑	392.43		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
上人壇 17-3	畑	409.80		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
上人壇 18-1	畑	466.60		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
上人壇 53-2	山林	311.53		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
上人壇 59-2	畑	276.23		S49.12.24	S50.2.1	S49年度購入 (国庫補助)
上人壇 17-1	畑	334.00		S58.12.12	S58.12.14	S58年度購入 (国庫補助)
上人壇 16-1	公園	336.00		S60.1.26	S60.2.8	S59年度購入 (国庫補助)
上人壇 61	畑	917.00		H8.10.31	H8.11.20	H8年度購入 (国庫補助)
上人壇 59-1	畑	400.00		H8.10.31	H8.11.20	H8年度購入 (国庫補助)
上人壇 60	畑	500.00		H8.10.31	H8.11.20	H8年度購入 (国庫補助)
上人壇 16-3	畑	156.00		H9.11.13	H9.12.1	H9年度購入 (国庫補助)
上人壇 65-1	畑	139.00		H9.11.13	H9.12.1	H9年度購入 (国庫補助)
上人壇 17-2	畑	261.00		H13.2.9	H13.3.2	H12年度購入 (国庫補助)
上人壇 66-16	宅地	266.00		R2.2.12	R2.3.6	R2年度購入 (国庫補助)
上人壇 53-1	山林	126.00		R2.1.27	R2.2.25	R2年度購入 (国庫補助)
上人壇 59-3	畑 (市街化)	8.40		R2.1.17	R2.2.25	R2年度購入 (国庫補助)
上人壇 58	山林	987.00				民有地
上人壇 57-1	山林	73.00				民有地
上人壇 55-1	雑種地	54.84		R2.1.27	R2.2.25	R2年度購入 (国庫補助)
上人壇 55-3	山林	19.00		R2.2.3	R2.2.25	R2年度購入 (国庫補助)
上人壇 55-2	山林	62.00		R2.1.27	R2.2.25	R2年度購入 (国庫補助)
岩瀬森 8-1	公園	6.22		S51.8.12	S54.6.12	昭和54年度購入 (市単費)
岩瀬森 9-1	公園	22.00		S51.8.12	S54.6.12	昭和54年度購入 (市単費)
岩瀬森 10-1	公園	51.00		S51.8.12	S54.6.12	昭和54年度購入 (市単費)
岩瀬森 29-2	道路	162.87		S51.8.12	S54.6.12	昭和54年度購入 (市単費)
史跡指定範囲		15481.89				
岩瀬森 14-1	公園	9.41		S51.10.22	S54.6.5	史跡範囲外
岩瀬森 11-1	畑	55.00		S51.10.22	S63.4.7	史跡範囲外
岩瀬森 49-1	畑	5.57		S51.10.22	S63.5.17	史跡範囲外
岩瀬森 30-1	田	930.00		R4.11.28	R5.1.16	史跡範囲外
岩瀬森 29-1	田	1221.00		R4.11.28	R5.1.16	史跡範囲外
岩瀬森 27-1	田	200.00		R4.11.28	R5.1.16	史跡範囲外
岩瀬森 26-1	田	310.00		R4.11.28	R5.1.16	史跡範囲外
岩瀬森 28-1	畑	52.00		R4.11.28	R5.1.16	史跡範囲外
岩瀬森 25-1	畑	108.00		R4.11.28	R5.1.16	史跡範囲外
岩瀬森 18-3	宅地	9.44		R4.11.28	R5.1.16	史跡範囲外